

R8年度 促進計画様式Ver1.5の主な変更点

- ①促進計画入力シートについて、以下の内容を変更しました。
- ア. 地域計画区分に修正し、①農業を担う者②その他③地域計画区域外を選択する。
 - イ. 担い手区分に修正し、①認定農業者②基本構想水準到達者③認定新規就農者④その他から選択する。

「enter」の代わりに「tab」キーを押すと、横に移動するので入力作業が楽になります
 受け手のみの権利設定の場合は、受け手に係わる部分のみ入力ください

出し手情報							
担い手区分	氏名又は名称	氏名又は名称 (フリガナ)	登記名義人氏名 (契約者と同じ場合も入力)	生年月日	年齢	住所 (郵便番号)	住所 (沖縄県外は県名から記入)
リスト選択	全角(氏名の間は全角スペース)	半角(氏名の間は半角スペース)	全角(氏名の間は全角スペース)	和暦	自動計算	半角数字 (ハイフン不要)	英数字,カタ,ハイフン,半角
非担い手	公社 太郎	コウシャ 知ウ	公社 太郎	S54.5.29	46	900-0000	〇〇市▲▲□□123-4
					126		
受け手情報							
地域計画区分	担い手区分	氏名又は名称 ※法人においては、代表者の役職・氏名も記入	氏名又は名称 (フリガナ)	性別	生年月日又は 設立年月日	年齢	住所 (郵便番号)
リスト選択	リスト選択	全角(氏名の間は全角スペース)	半角(氏名の間は半角スペース)	リスト選択	和暦	自動計算	半角数字 (ハイフン不要)
農業を担う者	4. その他	櫻橋 花子	キワ ハナコ	女	H12.1.1	26	900-0000
認定農業者						126	
その他							
地域計画区域外							
公社情報							
会長名 (専務理事)	理事長名	認可日	整理番号				
長嶺 和弥	能登 拓						

「enter」の代わりに「tab」キーを押すと、横に移動するので入力作業が楽になります
 受け手のみの権利設定の場合は、受け手に係わる部分のみ入力ください

出し手情報							
担い手区分	氏名又は名称	氏名又は名称 (フリガナ)	登記名義人氏名 (契約者と同じ場合も入力)	生年月日	年齢	住所 (郵便番号)	住所 (沖縄県外は県名から記入)
リスト選択	全角(氏名の間は全角スペース)	半角(氏名の間は半角スペース)	全角(氏名の間は全角スペース)	和暦	自動計算	半角数字 (ハイフン不要)	英数字,カタ,ハイフン,半角
非担い手	公社 太郎	コウシャ 知ウ	公社 太郎	S54.5.29	46	900-0000	〇〇市▲▲□□123-4
					126		
受け手情報							
地域計画区分	担い手区分	氏名又は名称 ※法人においては、代表者の役職・氏名も記入	氏名又は名称 (フリガナ)	性別	生年月日又は 設立年月日	年齢	住所 (郵便番号)
リスト選択	リスト選択	全角(氏名の間は全角スペース)	半角(氏名の間は半角スペース)	リスト選択	和暦	自動計算	半角数字 (ハイフン不要)
農業を担う者	4. その他	櫻橋 花子	キワ ハナコ	女	H12.1.1	26	900-0000
	1. 認定農業者					126	
	2. 基本構想水準到達者						
	3. 認定新規就農者						
	4. その他						
公社情報							
会長名 (専務理事)	理事長名	認可日	整理番号				
長嶺 和弥	能登 拓						

②様式18-1口座登録申出書で口座変更の場合も対応できるように修正しました。また様式18-2口座登録申出書に委任に関する記載を追加しました。

様式18-1

口座登録申出書(出し手)

令和 年 月 日

① 新規 変更 再提出 該当箇所^①に^②

② 契約者本人 代表者(未登記、共有) 相続人(登記完了済)

住所	
氏名	④

※自署の場合は印不要

③

金融機関名		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 信漁連 <input type="checkbox"/> その他
支店名		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
預金種目		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		
ゆうちょ銀行の場合 記号・番号	記号	番号

※契約者と登録する**口座名義人は同一**を原則とします。
 通帳(表紙及びフリガナ記載箇所)写しの提出をお願いいたします。
 既に公社と貸借契約があり、先に登録している口座と同一の場合は提出不要です。

様式18-2

口座登録申出書(出し手)

令和 年 月 日

① 新規 変更 再提出 該当箇所^①に^②

② 契約者本人 代表者(未登記、共有) 相続人(登記完了済)

住所	
氏名	④

※自署の場合は印不要

③

金融機関名		<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 信漁連 <input type="checkbox"/> その他
支店名		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
預金種目		<input type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		
ゆうちょ銀行の場合 記号・番号	記号	番号

※契約者と登録する**口座名義人は同一**を原則とします。
 通帳(表紙及びフリガナ記載箇所)写しの提出をお願いいたします。
 既に公社と貸借契約があり、先に登録している口座と同一の場合は提出不要です。
 ただし、契約者と振込口座名義人が異なる場合は同一であっても再提出が必要です。

④ 契約者(代表者)と異なる名義人の口座への振込を希望する場合
 私【契約者】は、下記の者を代理人と定め農地の賃料の受領に関する一切の権限を委任します。

住所	
氏名	
電話番号	
契約者との続柄	

※口座情報は③にご記入ください。

③様式30、31の各種変更申出書をまとめて、様式28貸借内容変更申出書へ様式修正しました。また裏面に契約者が亡くなった場合の必要書類を記載し、わかりやすくしました。

様式28
貸借内容変更申出書

令和 年 月 日

公益財団法人神護県農業振興公社理事長 殿

住所 _____
氏名 _____

下記のとおり契約内容を変更したいので申出いたします。

配

整理番号※1			
※1 分からない場合は会社にお問い合わせください。			
変更事項※2 (該当欄に 印して下さい)	変更前	変更後	添付書類
<input type="checkbox"/> 相続 (名義変更)	(契約者名)	(新契約者(代表者)名)	裏面参照
<input type="checkbox"/> 住所	〒	〒	住民票(写) 又は 運転免許証 (写)の裏・ 裏面
<input type="checkbox"/> 氏名 (改名) ※ 個人の場合			戸籍簿(抄) 本
<input type="checkbox"/> 役員名・ 代表者名 (個人の場合)	(役員名)	(役員名)	登記事項証明 書(写)
<input type="checkbox"/> 電話番号	(代表者名)	(代表者名)	なし

※2 変更する該当項目のみ記載してください。

理由	契約形態	意向	状況	添付書類
出し手の死亡	貸貸借	継続	相統登記完了	・貸借内容変更申出書(様式28) ・土地登記簿謄本(写し) ・口座登録申出書(出し手)(様式18) ・貸料振込口座の通帳の写し(表紙・次頁) ・貸借料振込依頼書(様式14) ・(共有名義の場合)代表者選任同意書兼委任状(様式27-1)
			相統登記未了	・貸借内容変更申出書(様式28) ・代表者選任同意書兼委任状(様式27-1) ・相統を証する書類(相統関係図、戸籍謄本(写)、原戸籍(写)) ・口座登録申出書(出し手)(様式18) ・貸料振込口座の通帳の写し(表紙・次頁) ・貸借料振込依頼書(様式14) ・(代表者の住所が戸籍と異なる場合)代表者の住所が分かる書類(運転免許証写し等)
	解約※1	相統登記完了	・貸借内容変更申出書(様式28) ・土地登記簿謄本(写し) ※名義変更後に合意解約	
		相統登記未了	・貸借内容変更申出書(様式28) ・代表者選任同意書兼委任状(様式27-1) ・相統を証する書類(相統関係図、戸籍謄本(写)、原戸籍(写)) ※過半の同意を得て合意解約	
	使用貸借	継続	相統登記完了	・貸借内容変更申出書(様式28) ・土地登記簿謄本(写し) ・(共有名義の場合)代表者選任同意書兼委任状(様式27-1)
			相統登記未了	・貸借内容変更申出書(様式28) ・代表者選任同意書兼委任状(様式27-1) ・相統を証する書類(相統関係図、戸籍謄本(写)、原戸籍(写)) ・(代表者の住所が戸籍と異なる場合)代表者の住所が分かる書類(運転免許証写し等)
解約※1	継続	相統登記完了	・貸借内容変更申出書(様式28) ・土地登記簿謄本(写し) ※名義変更後に合意解約手続き	
		相統登記未了	・貸借内容変更申出書(様式28) ・代表者選任同意書兼委任状(様式27-1) ・相統を証する書類(相統関係図、戸籍謄本(写)、原戸籍(写)) ※過半の同意を得て合意解約手続き	
受け手の死亡	貸貸借	継続	相統登記完了	・農用地等利用者死亡届・農地賃借料支払届(様式29-1) ・農用地等の賃借権相続人(代表者)選任同意書兼委任状(様式27-2) ・相統を証する書類(相統関係図、戸籍謄本(写)、原戸籍(写))
			相統登記未了	・農用地等利用者死亡届・農地賃借料支払届(様式29-2) ・農用地等の賃借権相続人(代表者)選任同意書兼委任状(様式27-2) ・相統を証する書類(相統関係図、戸籍謄本(写)、原戸籍(写)) ※名義変更後に相続人全員の同意を得て合意解約手続き
	解約※2	相統登記完了	・農用地等利用者死亡届・農地賃借料支払届(様式29-3) ※継続する場合は新たに権利設定手続きが必要	
使用貸借	自動的に契約終了			

※1 受け手の合意が必須
※2 相統放棄される場合は個別協議となります

④Ver1.5にて削除した様式

- 様式28-1 委任状(共有名義)
- 様式28-2 委任状
- 様式29 農用地等の貸付代金受領に関する念書
- 様式31 貸貸人(所有者)変更申出書
- 様式32 振込口座変更依頼書

事務手続きマニュアルの主な変更点

これまで口頭で運用していた部分や事務負担軽減のために関係機関と調整した結果をマニュアルに記載し、適正かつ効率的な事務手続きを図る。変更点は下記のとおり。(赤字はマニュアル Ver1.5 のページ番号)

- (1) 取得する農用地等の基準に権利関係の記述が抜けていたため追記する。(P2. 3(2)③)
- (2) 農地の借入期間について、県指導により、受け手の合意がある場合に6年未満の短縮に対応する記述を追記する。(P3. 4④)
- (3) 貸し付ける受け手の要件の記述が抜けていたため追記する。(P3. 5(3))
- (4) 促進計画必要書類の一覧表を様式の修正とあわせて手続きごと記載する。(P11~12)
(なお、事務軽減のため県と調整し、地域計画との整合確認については、市町村提出の一覧表のみで確認することとした。)(P15. (6)③)
- (5) 共有名義の農地の取扱の記述が抜けていたため追記する。(P17. 3)
- (6) 解約・変更の事務に係る書類の一覧表を追記する。(P18~19)
- (7) 合意解約に係る留意点を追記する。(P19~20)

※その他、軽微な文言修正を行う。

シート入力カS P2

住所(フリガナ)	連絡先 TEL	賃借料 支払方法	立会人(家族連絡先) (契約者が80歳以上の場合は記入必要)			
半角フリガナ	半角数字 ・ハイフン	リスト選択	全角	全角	半角数字 ・ハイフン	全角
〇〇シ▲▲□□123-4	000-0000-0000	口座振込	機構 花子	娘	090-1111-1111	〇〇市▲▲□□567
ハエハルチョウアサ〇〇-123	090-1111-1111	口座振込	地主 花子	娘	090-2222-2222	那覇市〇〇-456

住所 (沖縄県外は県名から記入)	住所(フリガナ)	連絡先 TEL	賃借料 支払方法	賃借料の支払 い状況
英数字が効ナ・ハイフン:半角	半角フリガナ	半角数字 ・ハイフン	リスト選択	リスト選択
〇〇町▲▲□□123-4	〇〇チョウ▲▲□□123-4	000-0000-0000	振替	未払いなし
名護市〇〇-11	ナゴシ〇〇-11	090-3333-3333	振替	

入力S_土地P1

土地情報

土地の所在

筆No.	契約区分 リスト選択	地域計画		市町村名 直接入力	大字 直接入力	小字 直接入力	地番 半角数字 ハイフン不可	台帳地目 リスト選択	現況地目 リスト選択	地域区分 リスト選択	登記面積 (m) 半角数字	借受面積 (m) 半角数字	権利の種類 リスト選択	利用内容 リスト選択	始期 西暦/月/日 <small>認可公告の翌日以降を始期とする場合は、日付入力</small>	終期 西暦/月/日
		リスト選択	直接入力													
(例)	新規	区域内	西地区	○○○町	△△	□□	453番3	畑	畑	農用地	1,234	1,000	賃借権	普通畑	令和5年 1月1日	令和10年 3月31日
1	新規	区域内	○地区	名護市	○○	△△	123番1	畑	畑	農用地	1,500	1,300	賃借権	普通畑	令和8年 6月1日	令和16年 3月31日
2	新規	区域内	□地区	名護市	○○	△△	123番2	畑	畑	農用地	2,000	2,000	賃借権	普通畑	令和8年 6月1日	令和16年 3月31日
7	新規	区域内	□地区	名護市	○○	△△	123番2	畑	畑	農用地	2,000	2,000	賃借権	普通畑	令和8年 6月1日	令和16年 3月31日
8	新規	区域内	○地区	名護市	○○	△△	123番1	畑	畑	農用地	1,500	1,300	賃借権	普通畑	令和8年 6月1日	令和16年 3月31日
9	新規	区域内	○地区	名護市	○○	△△	123番1	畑	畑	農用地	1,500	1,300	賃借権	普通畑	令和8年 6月1日	令和16年 3月31日
10	新規	区域内	○地区	名護市	○○	△△	123番1	畑	畑	農用地	1,500	1,300	賃借権	普通畑	令和8年 6月1日	令和16年 3月31日
						合計	2筆					3,300				

※貸付先決定区分【事業規程第6条第1項及び2項】

- 1 地域計画に位置づけられた者への貸付である。
- 2 地域計画に位置づけられることが確定だと見込まれる者への貸付である。
- 3 不測の事態による地域計画で定められた代替者への貸付である。
- 4 地域計画に位置づけられた者への貸し付けのまでの間、農業委員会等が認められた者への一時的な貸付である。
- 5 農業委員会の要請又は農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規程による貸付である。

入力S 集積 P1

太枠内にそれぞれ入力ください。行列の挿入・削除は行わないでください。

添付書類の一部省略(該当に○(複数可))

現在機構から賃借権等の設定を受けている者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権等の設定を行うため、一部事項を省略します。(施行規則第12条第3項第1号)

2 共通事項

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項(該当なければ空白のままにしてください)

修繕費又は改良の工事名	甲及び土地所有者並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	甲及び転借人の支払額について 土地所有者の償還すべき額及び方法	備考
		出し手	

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項(負担区分の内容欄は必ずリストから選択してください)

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
	出し手	受け手
特別賦課金	なし	なし
経常賦課金	なし	なし
維持管理費	機構からの転借人	乙(転借人)

別表3 その他特約事項(特約事項がなければ空白のままにしてください)

1 出し手特約事項	2 受け手特約事項
<p>例) 遊休農地の場合</p> <p>○上記(8)障害の除去等、(12)目的物の返還に係る取り扱いについては、本計画の定めに関わらず、次のとおりとする。</p> <p>①甲が転賃を行った後に当該農用地において、伐開等に伴い、地下埋設物、地上部の廃棄物等、農地としての利用に支障をきたすもの(以下「障害」という)が確認された場合の取り扱いについては、乙(土地所有者)及び機構からの転借人が協議のうえ、定めるものとする。</p> <p>②①による協議が整わず、障害の除去等が行われず、機構からの転借人が利用権の設定を解約等した場合は、甲は、合意解約又は(13)の規定による契約の解除を行うことができる。</p> <p>③賃借借が終了したときは、甲は乙に対し、現状有姿のまま当該農用地を返還するものとし、甲は、障害の除去等に係る費用負担及び責任を一切負わない。</p> <p>○利用権の始期から一定期間を経過しても機構からの転借人による遊休農地の解消が行われなかった場</p>	<p>例) 遊休農地の場合</p> <p>○甲が転賃を行った後に当該農用地において、伐開等に伴い、地下埋設物、地上部の廃棄物等、農地としての利用に支障をきたすもの(以下「障害」という)が確認された場合の取り扱いについては、乙(土地所有者)及び乙が協議のうえ、定めるものとする。</p> <p>○乙が利用権の始期から〇ヶ月以内に遊休農地の解消を行わなかった場合、甲は、(2)のAに該当するものとして当該農用地等に係る賃借又は使用賃借を解除することができる。</p>

人刀S_集積 P3

農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響

【法律事項】

	要件	該当	該当の理由 (当該番号の黒枠に○(複数可)、カッコ内は記入)
①	貸付け後も全農地を効率的に利用すると認められる(保有・借受農地を適正に利用している)。	○	
②	貸付け後も農作業に年間150日以上従事すると認められる。(年間150日未満であったも作物に応じた必要な農作業従事日数である) 【農作業に常時従事すると認められない場合に記載】地域の農業における他の農業者との役割分担の計画	○	※150日未満の場合のみ記載 当該作物に必要な年間農作業従事日数 作物名 日

【地域計画区域外の場合に記載】

	要件	該当
③	農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散縮面の解消に資するものである	
④	既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないものである	
⑤	新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるものである	
⑥	当該計画は、地域農業の健全な発展を旨としつつ、公平・適正に調整されたものである	

農用地利用集積等促進計画

農地中間管理権の設定関係

1 各筆明細(出し手)

地域計画: 区域内 地域名: ○地区、□地区

大字	所在		現況 地目	面積 ㎡	権利の 種類	内容 〔土地の 利用目的〕	始期 年月日	終期 年月日	存続期間	借賃		借賃の 支払方法	住所	氏名又は 名称	権原の 種類	備考
	字	地番								(円/㎡)	(円/年)					
1	○○	△△	畑	1,500の内 1,300	賃借権	普通畑	令和8年 6月1日	令和16年 3月31日	8年10ヶ月	10.00	13,000	-	-	-	-	-
2	○○	△△	畑	2,000	賃借権	普通畑	令和8年 6月1日	令和16年 3月31日	8年10ヶ月	10.00	20,000	-	-	-	-	-
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	口座振込	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	2筆	-	3,300	-	-	-	-	-	-	33,000	-	-	-	-	-

(A) 農地中間管理権の設定をする土地
市町村名(名護市)

(B) (甲)に設定する農地中間管理権

(C) 農地中間管理権の設定をする土地の(乙)以外の権原者等

農地中間管理権の設定をする土地 (所在地)
南風原町字本部453番地3

農地中間管理権の設定をする者(乙) (住所)
南風原町字○○-123

農地中間管理機構(甲) (氏名又は名称)
公益財団法人沖縄県農業振興公社
理事長 能登 拓

農地中間管理権の設定をする者(乙) (氏名又は名称)
地主 太郎

この計画に同意する。

農地中間管理機構(甲) 氏名 公益財団法人沖縄県農業振興公社 農地中間管理権の設定をする者(乙) 氏名
所在地(同上) 理事長 能登 拓 印 住所(同上) (署名) 印

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(以下「本計画」という。)の定めるところにより設定される農地中間管理権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1)農地中間管理権の設定
- 1の各筆明細に記載された土地(以下「当該土地」という。)の農地中間管理権は、本計画の公告により生じる。
- ア 本計画に同意した後は、原則として借賃の改定は行わない。ただし、同意した後、当該借賃に係る当該土地が存する地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準と比較し著しく差異が生じた場合には、農業委員会の提供する借賃等の動向等の情報等を勘案して、甲及び乙が協議して定める額に変更することができるとし、必要に応じて市町村又は農業委員会の意見を聴くものとする。
- イ 甲及び乙は、農地法(昭和27年法律第229号)第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、借賃を改定するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合で、甲又は転借人の責めに帰すことができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額される。なお、賃料の減額の時期及び減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえて甲、乙及び転借人が協議して定めるものとする。
- (3)転賃
- 農地中間管理権の設定を受ける者(以下「甲」という。)は、当該土地を第3者に転賃して、当該転借人に使用および収益させることができる。
- (4)借賃の支払い
- 当該土地を第3者に転賃した場合、甲が、農地中間管理権を設定する者(以下「乙」という。)に支払う借賃は、当該転借人が甲に支払う借賃を持ってあてて。
- (5)借賃の支払猶予
- 乙は、甲が転借人の借賃の未払い、災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。
- (6)解約に当たった相手方の同意
- 甲及び乙は、1の各筆明細に定める農地中間管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。
- (7)遊休農地に関する取扱い
- 乙は、1の各筆明細に定める当該土地について遊休農地が含まれかつ当該遊休農地を甲又は転借人が解消した場合、原則、農地中間管理権の始期と契約期間内は解約を求めないものとする。ただし、乙が甲又は転借人と協議の上、当該遊休農地の解消に要した経費を負担する場合はこの限りではない。
- (8)障害の除去等
- 乙は、地下埋設物、地上部の廃棄物等、農用地としての利用に支障をきたすものを除去したうえで甲に引き渡すとともに、農地中間管理権の存続期間中においては、農地中間管理権の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。
- (9)修繕及び改良
- ア 乙は、甲及び転借人の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他、乙において修繕することができない場合で乙の同意を得たときは、甲又は転借人が修繕することができる。
- イ 甲又は転借人は、乙の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には乙の同意を要しない。
- ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定めたものを除き、民法、土地改良法(昭和24年法律第195号)等の法令に従う。
- (10)附属物の設置等
- ア 転借人が当該土地に永年作物及びハウス等の構築物(以下「附属物」という。)の設置を行おうとするとき、転借人は、乙の同意を得て、確認書の写しを甲に提出するものとする。また転借人は、附属物の設置が完了したとき、甲に対してその旨を通知するものとする。
- イ 農地中間管理権の存続期間が終了したときは、転借人は、乙に対して直接当該附属物を撤去する義務を負い、甲は乙に対して収去の義務を負わない。
- ウ イの規定にかかわらず、乙が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び転借人は現状引き渡しのうち、収去の義務を負わない。
- (11)租税公課等の負担
- ア 乙は、当該土地に対する固定資産税その他の租税を負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、転借人が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、乙と転借人の協議の上、別表2に定めるところとし、これを甲は負担しない。
- (12)目的物の返還
- ア 賃借又は使用貸借が終了したときは、甲は、(10)のウの規定による同意のほか、乙の同意があるものを除き、その終了の日から30日以内に、乙に対して当該土地を原状(原状とは乙が当該土地を借り受ける前の状態をいう)に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更、又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更並びに(10)により設置された附属物の収去については、甲は、原状回復の義務を負わない。
- イ 甲は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、乙の選択に任じ、その支出した額又は増価額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費した金額又は増価額とする。
- エ 甲は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

- (13)契約の解除
ア 甲は、甲の有する農地中間管理権に係る当該土地が、農地中間管理権の取得後又は転借人への貸付けの終了後6か月を経過してもなお当該土地の貸付けを行うことができる見込みがないと認められる場合（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第20条第1号。）又は災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となった場合にあっては（機構法第20条第2号）、県知事の承認を受けて、農地中間管理権に係る契約の解除をするものとする。
- イ 当該転借人が契約途中で農地中間管理権に係る契約を解除した場合、残存期間の有無に係わらず、この農地中間管理権に係る契約の解除を申し入れることができる。
- ウ 解除にあたっては、甲及び乙で協議のうえ、乙が管理費を負担するなど、乙が解除を希望せず、甲にとっても財政的な負担がない場合には、解除しないことも含めて検討するものとする。
- (14)土地の境界等
当該土地の隣接する土地所有者等と境界の確認等のトラブルが発生した際には、乙及び転借人が協議のうえ、双方で責任を持って解決するものとする。
- (15)農地中間管理権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画の定めるところにより設定される農地中間管理権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び県が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (16)農地中間管理権取得者の責務
甲は転借人に対し、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう農業委員会等と連携し指導するものとする。
- (17)農地中間管理機構関連土地改良事業について
甲及び乙との間で、15年以上の貸借期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (18)その他
本計画におけるその他の特約事項は、別表3に定めるとおりとする。
なお、本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、民法の規定に従い一つ、甲、乙及び県が協議して定める。

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕費又は改良の工事項名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払い区分の内容	甲及び転借人の支払額について甲の償還すべき額及び方法	備考
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容		備考
	なし	なし	
特別賦課金	なし	なし	
経常賦課金	なし	なし	
維持管理費	なし	なし	
その他特約事項	機構からの転借人		

別表3 その他特約事項

<p>例) 遊休農地の場合</p> <p>○上記(8)障害の除去等、(12)目的物の返還に係る取り扱いについては、本計画の定めに関わらず、次のとおりとする。</p> <p>①甲が転貸を行った後に当該農用地において、伐開等に伴い、地下埋設物、地上部の廃棄物等、農地としての利用に支障をきたすもの（以下「障害」という。）が確認された場合の取り扱いは、乙（土地所有者）及び機構からの転借人が協議のうえ、定めるものとする。</p> <p>②①による協議が整わず、障害の除去等が行われないうまま、機構からの転借人が利用権の設定を解約等した場合、甲は、合意解約又は(13)の規定による契約の解除を行うことができる。</p> <p>③賃貸借が終了したときは、甲は乙に対し、現状有姿のまま当該農用地を返還するものとし、甲は、障害の除去等に係る費用負担及び責任を一切負わない。</p> <p>○利用権の始期から一定期間を経過しても機構からの転借人による遊休農地への解消が行われなかった場合、甲は利用権に係る契約の解除を求めることができる。</p>
--

借入審査表

市町村名	名護市	契約者氏名 又は名称	フリガナ	TEL	住所	フリガナ	ハエハルチョウガサ〇〇-123 南風原町字〇〇-123																						
担い手区分	非担い手	立会人	地主 花子・娘	090-1111-1111	生年月日	昭和15年1月1日	年齢	86																					
契約 区分 番号	土地の所在		賃借料等		土地の条件																								
	大字	小字	地番	台帳 地目	現況 地目	地域 区分	登記面積 (㎡)	借入面積 (㎡)	㎡あたり 単価(円)	年間賃借料 (円)	契約期間(予定) (年)	契約期間 賃借料(円)	ほ場	利水	排水	状態	接続 道路	境界	附属物 (内容)										
1	〇〇	△△	123番1	畑	畑	農用地	1,500	1,300	10.00	13,000	8	10	整備済	整備済	あり	雑草	あり	不明瞭 (済)	ハウズ										
2	〇〇	△△	123番2	畑	畑	農用地	2,000	2,000	10.00	20,000	8	10	整備済	整備済	あり	遊休化	あり	不明瞭 (済)	なし										
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
合計		-		-		-		3,300		-		-		-		-		-		291,500		-		-		-		-	

番号	登記簿と 契約者の 名義	共有者がいる場合 同意書等	相続関係図	仮登記等 (権利部甲)	抵当権等 / 抵当権者 (権利部乙)	「前年度の利用状況調査の結果」 耕作者	農業委員会で行う 調査の結果	農地 遊休地以外	連携事業
1	一致	-	-	なし	JA	担い手へ貸付	遊休地以外	なし	
2	未登記	あり	あり	なし	なし	地主(非担い手)が 自作・管理	遊休地	なし	
3	-	-	-	-	-	-	-	-	
4	-	-	-	-	-	-	-	-	
5	-	-	-	-	-	-	-	-	

借入用地の調整事項 (契約期間が10年未満の理 由、賃借料が近傍類似から外 れた理由、契約終了時に必要 となる現場等での調整内容、 検討が必要な事項等)	地目	畑	調査年月日	令和8年4月1日
※農業委員会が行う 「賃借料情報の提供」	条件区分	未整備 地域	調査員 (所属・氏名)	〇〇市〇〇課 △△ 公社駐在員 □□
	最高額	12.00		
	最低額	8.00		
(円/㎡)	平均額	10.00	作成者	△△

連携事業の概要①		連携事業の概要②	
事業名		事業名	
地区名		地区名	
実施年度		実施年度	

審査 結果	借入は	1. 適当	2. 不適當	3. その他
※2又は3の場合については、その理由等				
上記のとおり決定する。				
令和 年 月 日				
公益財団法人沖繩県農業振興公社				
農地中間管理事業審査会				
会長 長嶺 和弥 印				

<各項目の注意点・記載基準等>

状態：良→トラクターで耕耘できる程度の雑草の繁茂あり。 雑草→背の高い雑草が繁茂しているが堅い樹木等はない。 遊休化→樹木等が生い茂り重機等による作業が必要。
境界：明瞭→境界が確認できる。 不明瞭(済)→不明瞭だが隣接する圃場耕作者等と借受希望者で不明瞭になっている境界について確認した。 不明瞭(未)→不明瞭で隣接耕作者等とまだ調整できていない。
附属物：ハウスや小屋等があれば記載する。(農地耕作条件改善事業、機構集積協力金ほか)
連携事業：農地中間管理事業(機構事業)と連携して実施される事業があれば記載する。

2. 共通事項

- (1)賃借権又は使用貸借による権利の設定
- 1の各筆明細に定める記載された土地(以下「当該土地」という。)の賃借権又は使用貸借による権利は、本計画の公告により生じる。
- (2)賃貸借又は使用貸借の解除
- 1の各筆明細に定める公益財団法人沖縄県農業振興公社(以下「甲」という。)による権利の設定は、権利の設定を受ける者(以下「乙」という。)が当該権利の設定を受けた農用地等について次のいずれかに該当するときは、甲は当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
- ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「機構法」という。)第21条第2項第1号)。
- イ 正当な理由がなく、機構法第21条第1項の規定による報告をしないとき(機構法第21条第2項第3号)。
- ウ 農地法第6条の第2項の規定による通知を受けたとき。
- エ 正当な理由がなく賃料を支払わなかったとき、その他信義に反した行為を行ったとき。
- (3)借賃の支払猶予
- 甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲及び乙が協議の上、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。
- (4)借賃の増額又は減額
- ア 本計画に同意した後は、原則として借賃の改定は行わない。ただし、同意した後、当該借賃に係る当該土地が存する地域における整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準と比較し著しく差異が生じた場合には、農業委員会又は農業委員会の提供する借賃等の動向等の情報等を勘案して、甲及び乙が協議して定める額に変更することができるものとし、必要に応じて市町村又は農業委員会の意見を聴くものとする。
- イ 甲及び乙は、農地法(昭和27年法律第229号)第20条又は民法(明治29年法律第89号)第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、借賃を改定するに当たっては、農地法第52条の農業委員会が提供する借賃の動向等を勘案し、甲、乙及び土地所有者が協議して定めるものとする。
- ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなつた場合で、乙の責めに帰することができない事由によるときは、賃料はその使用及び収益をすることができなくなつた部分の割合に応じて減額される。なお、賃料の減額の時期及び減額の割合については、作物の作付・収穫の状況を踏まえて甲、乙及び土地所有者が協議して定めるものとする。
- (5)転貸又は譲渡
- 乙は、本計画により権利の設定を受けた当該土地について転貸し、又は設定を受けた権利を譲渡してはならない。
- (6)遅延損害金
- ア 乙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、甲に対し、支払期日の翌日から支払日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。
- イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。
- (7)修繕及び改良
- ア 土地所有者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、乙の自助努力により被害の未然防止又は軽減が可能であつた場合等についてはこの限りではない。
- イ 緊急を要するときその他土地所有者において修繕することができない場合で土地所有者の同意を得たときは、甲又は乙が修繕することができる。この場合において、甲又は乙が修繕の費用を支出したときは、土地所有者に対して、その費用の償還を請求することができる。
- ウ 甲又は乙は、土地所有者の同意を得て当該土地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には土地所有者の同意を要しない。修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表1に定められたものを除き、民法、土地改良法(昭和24年法律第195号)等の法令に従う。
- エ 乙が当該土地に永年作物及びハウス等の構築物(以下「附属物」という。)の設置を行おうとするとき、乙は事前に土地所有者と協議し、その附属物の設置について土地所有者の同意を得た後に設置するものとする。また、乙は土地所有者と附属物の取り扱ひについての確認書をかまし、その写しを甲に提出するものとする。さらに、附属物の設置が完了したとき、甲に対してその旨を通知しなければならない。
- イ 乙は、当該土地に設置した附属物を収去する義務を土地所有者に対して直接負う。収去に要した経費は乙が負担し、甲は収去の義務を負わない。
- ウ イの規定にかかわらず、土地所有者が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、甲及び乙は現状引き渡しのうえ、収去の義務を負わないものとする。
- (9)租税公課等の負担
- ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、当該土地の所有者が負担する。
- イ 当該土地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が負担する。
- ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、乙と土地所有者の協議の上、別表2に定めることとし、これを甲は負担しない。
- (10)当該農用地等の返還
- ア 乙は、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、(8)のウの規定による同意のほか、土地所有者の同意があるものを除き、その終了の日から30日以内に、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する(トラクター等を用いて収穫残渣及び雑草等を除去した状態を基本とする)。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、当該土地の改良のために支出した有益費については、その返還時に甲及び当該土地の所有者に請求をしないものとする。
- ウ 乙は、法令による権利の行使である場合を除き、当該土地の返還に際し、名目のいかなる間わず返還の代償を甲に請求してはならない。

- (11)賃借権又は使用貸借による権利に関する事項の変更の禁止
 - (12)権利取得者の責務
 - (13)農地中間管理機構関連土地改良事業について
 - (14)賃貸借又は使用貸借契約の更新
 - (15)土地の境界等
 - (16)抵当権等
 - (17)その他
- 甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- ア 乙は、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用しなければならぬ。
イ 乙は、機構法第21条第1項の規定により、権利の設定を受けた当該土地の利用の状況について、甲から報告を求められた場合は、遅滞なくこれを報告しなければならぬ。ただし、正当な理由により報告できないことが認められた場合は、この限りではない。
- 甲が農地中間管理権を15年以上有している農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- 存続期間(終期)をもって賃貸借又は使用貸借契約を終了とし、自動更新及び法定更新はできない。
- 当該土地の隣接する土地所有者等と境界の確認等のトラブルが発生した際には、乙及び土地所有者が協議のうえ、双方で責任を持って解決するものとする。
- ア 当該土地に抵当権等が設定されている場合、乙はその旨を承諾し、抵当権等の権利が行使された場合は、権利者及び甲の指示(解約、農地の明け渡し等)に従うものとする。
イ 当該権利の行使に伴い乙が損害を受けた場合も、乙はその損害の賠償を甲に請求しないものとする。
- 本計画におけるその他の特約事項は、別表3に定めるとおりとする。
なお、本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、民法の規定に従いつつ、甲、乙及び県が協議して定める。

別表1 修繕費又は改良費の負担に係る特約事項

修繕費又は改良の工事名	甲及び乙並びに土地所有者の費用に関する支払い区分の内容	甲及び乙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項

賦課金等の種類	負担区分の内容	備考
特別賦課金	なし	
経常賦課金	なし	
維持管理費	乙(転借人)	

別表3 その他特約事項

例) 遊休農地の場合
 ○甲が転貸を行った後に当該農用地において、伐開等に伴い、地下埋設物、地上部の廃棄物等、農地としての利用に支障をきたすもの(以下「障害」という)が確認された場合の取り扱い
 は、土地所有者及び乙が協議のうえ、定めるものとする。
 ○乙が利用権の始期から〇ヶ月以内に遊休農地の解消を行わなかった場合、甲は、(2)のアに該当するものとして当該農用地等に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等
(個人農業者)

該当する場合は太枠内に○を記載 ※1

現在に機構から賃借権等の設定を受けている下記の者に、当該権利に係る農用地等について再度賃借権等の設定を行うため、一部事項を省略します。(農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第3項第1号に該当)

氏名	受け手 次郎		性別	男	生年月日	昭和55年1月1日		農作業 従事日数	150	地域計画区分	担い手区分	賃借料の 支払い状況
					年齢	46		才		農業を担う者	1. 認定農業者	未払いなし
権利設定等を受け る者が耕作又は養 畜の事業に供して いる農用地の面積	権利設定等を受ける者 の主たる経営作目 (B)		世帯員		世帯員		権利設定等を受ける者の世帯員の 農作業従事者及び雇用労働力の状況 (C)		雇用労働力 (年間延日数)		権利設定等を受ける 者の主な農機具の所 有の状況 (E)	
(A)	農畜産物名等		主たる従事者		主たる従事者		2		人		種類	
農用地等 合計	野菜		主として農業に 従事する者		1		200		人日		軽トラク トラクター パイプハウス	
農地	50,000		その他の 従事者		-		-		-		1 1 3 -	
その他	-		農業に従事する者の配置の状況(G)※2		市町村		住所、拠点となる場所等		-		-	
			市町村		氏名		名護市		名護市		-	
			名護市		受け手次郎		名護市		名護市		-	
			宜野座村		受け手花子		名護市		名護市		-	
			-		-		-		-		-	

【法律事項】

要件	該当	該当の理由 (当該番号の黒枠に○(複数可)、カッコ内は記入)
貸付け後も全農地を効率的に利用すると認められる(保有・借受農地を適正に利用している)。	○	
貸付け後も農作業に年間150日以上従事すると見込まれる。(年間150日未満であったも作物に応じた必要な農作業従事日数である)	○	※150日未満の場合のみ記載 当該作物に必要な年間農作業従事日数 (作物名 年間農作業従事日数 日)
【農作業に常時従事すると認められない場合に記載】地域の農業における他の農業者との役割分担の計画	-	該当なし

【地域計画区域外の場合に記載】

要件	該当
③ 農業経営の規模拡大又は経営耕地の分散錯圃の解消に資するものである	-
④ 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないものである	-
⑤ 新規参入をした者が効率的かつ安定的な農業経営を目指しているものである	-
⑥ 当該計画は、地域農業の健全な発展を旨として、公平・適正に調整されたものである	-

(記載注意)

※1 農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則第12条第3項第1号に該当する場合は、上記太枠内に○を記載したうえで(C)～(F)及び「地域の農業における他の農業者との役割分担の計画」への記載を省略することができる。

※2 (G)欄の「農作業に従事する者の配置の状況」については、(A)欄に係る土地が複数市町村にまたがる場合のみ、市町村別に記載する(隣接市町村にまたがる場合は、該当する市町村名を列記する。)。なお、「住所地、拠点となる場所等」は、市町村名を記載する。

賃借料振込依頼書

公益財団法人 沖縄県農業振興公社理事長 殿

名護市字〇〇△△123番1、他1筆

の農地の年払賃借料として、契約期間中(令和8年6月1日 ~ 令和16年3月31日)
下記の金額を毎年支払期日までにお支払いください。

賃借料積算

大字	小字	地番	借受面積 (㎡) ①	㎡あたり 単価 (円) ②	年間 賃借料 (円) ③=①× ②	月割 賃借料 (円) ④=③/12 月	契約 期間		契約期間 賃借料 (円) ⑤	初年度・最終年度賃借料(円)						
										初年度			最終年度			
							(年)	(月)		年度	月数	賃借料	年度	月数	賃借料	
1	〇〇	△△	123番1	1,300	10.00	13,000	1,083	8	10	114,830	8	10	10,830	15	12	26,000
2	〇〇	△△	123番2	2,000	10.00	20,000	1,667	8	10	176,670	8	10	16,670	15	12	40,000
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計			2 筆	3,300		33,000	2,750	8	10	291,500	8	10	27,500	15	12	66,000

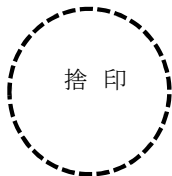
契約期間賃借料(⑤) = 年間賃借料(③) × 契約期間(年) + 月割賃借料(④) × 契約期間(月)

初年度賃借料 = 月割賃借料(④) × 初年度月数

最終年度賃借料 = 契約期間賃借料(⑤) - 最終年度の前年度までに支払った賃借料

年度	支払期日	賃借料	支払対象期間	備考
8	令和 9年 3月末日	¥27,500	令和 8年 6月 ~ 令和 9年 3月	10ヶ月
9	令和 10年 3月末日	¥33,000	令和 9年 4月 ~ 令和 10年 3月	
10	令和 11年 3月末日	¥33,000	令和 10年 4月 ~ 令和 11年 3月	
11	令和 12年 3月末日	¥33,000	令和 11年 4月 ~ 令和 12年 3月	
12	令和 13年 3月末日	¥33,000	令和 12年 4月 ~ 令和 13年 3月	
13	令和 14年 3月末日	¥33,000	令和 13年 4月 ~ 令和 14年 3月	
14	令和 15年 3月末日	¥33,000	令和 14年 4月 ~ 令和 15年 3月	
15	令和 16年 3月末日	¥66,000	令和 15年 4月 ~ 令和 16年 3月	12ヶ月
合 計		¥291,500		計8年10ヶ月

令和 年 月 日



住 所

南風原町字〇〇-123

電話番号

090-1111-1111
地主 花子・娘・090-2222-2222

氏 名

印

検査欄			
年月日	所属	氏名	適否

賃借料支払い計画

1 対象となる農地：名護市字〇〇△△123番1、他1筆

2 受け手 次郎 様の賃借権設定期間： 令和8年6月1日 ～ 令和16年3月31日

賃借料積算

大字	小字	地番	借受面積 (㎡)	㎡あたり 単価(円)	年間 賃借料 (円)	月割 賃借料 (円)	初年度賃借料(円)						最終年度賃借料(円)			
							公社(中間保有)			受け手			受け手			
							年度	月数	賃借料	年度	月数	賃借料	年度	月数	賃借料	
1	〇〇	△△	123番1	1,300	10.00	13,000	1,083	-	-	-	8	10	10,830	15	12	26,000
2	〇〇	△△	123番2	2,000	10.00	20,000	1,667	-	-	-	8	10	16,670	15	12	40,000
3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		2筆	3,300		33,000	2,750	-	-	-	8	10	27,500	15	12	66,000	

※初年度の契約期間が1年に満たないときの賃借料は、「月割賃借料(4)×月数」または「年間賃借料(3)－(月割賃借料(4)×公社中間保有月数)」となります。

※最終年度の契約期間が1年に満たないときの賃借料は、「月割賃借料(4)×月数」または「年間賃借料(3)－(月割賃借料(4)×公社初年度契約月数)」となります。

支払年度	支払年月日	賃借料	賃料を充当する期間	備考
8年度	令和 9年 2月末日	27,500	令和 8年 6月 ～ 令和 9年 3月	10ヶ月
9年度	令和 10年 2月末日	33,000	令和 9年 4月 ～ 令和 10年 3月	
10年度	令和 11年 2月末日	33,000	令和 10年 4月 ～ 令和 11年 3月	
11年度	令和 12年 2月末日	33,000	令和 11年 4月 ～ 令和 12年 3月	
12年度	令和 13年 2月末日	33,000	令和 12年 4月 ～ 令和 13年 3月	
13年度	令和 14年 2月末日	33,000	令和 13年 4月 ～ 令和 14年 3月	
14年度	令和 15年 2月末日	33,000	令和 14年 4月 ～ 令和 15年 3月	
15年度	令和 16年 2月末日	66,000	令和 15年 4月 ～ 令和 16年 3月	12ヶ月
合計		291,500		計8年10ヶ月

農地の賃借にかかる事前確認について

1. 対象農用地等の所在および賃貸借予定期間

(1) 対象農用地等の所在: 名護市字〇〇△△123番1、他1筆
 (2) 賃借権の設定期間: 令和8年6月1日 ~ 令和16年3月31日

2. 賃借料の支払締切日について

候補者は、毎年2月末日までに賃借料支払い計画に記載された当該年度分賃借料を支払うこととする。
 ただし、貸付始期が1月1日以降となる場合、契約初年度の賃借料支払い期日は3月末日までとする。

3. 賃借料の支払方法について

対象者は、金融機関口座からの口座振替とする。

金融機関口座の登録状況 (口座登録済み / 未登録)

※ ただし、①貸付初年度の11月末日までに口座振替依頼書が公社本部に到着しなかった場合、②口座振替依頼書の内容の不備等により口座登録が間に合わなかった場合は、口座振替を選択しても1回目の支払いが振込となる場合があります。

※ 残高不足等により振替不能となった場合は、振込で対応して頂きます。

4. 賃借料の一括払いについて

希望しない

一括払いを希望する 一括払い金額 291,500 円

※ 中途解約等が生じた場合には、解約日までの必要な賃料を精算し残額を候補者に返還する。

5. 賃借料の留意点について

万が一賃借料の支払いが遅れ、債務確認書を取得する場合は、保証人を設定することに合意する。

6. 契約期間(終期)の日をもって賃貸借又は使用貸借契約が終了します。自動更新ではありません。

以上、承諾しました。

令和 年 月 日

郵便番号: -

住所:

緊急連絡先					
氏名:	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">続柄</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 20px;"></td> </tr> </table>		続柄		
	続柄				
TEL:					

TEL:

フリガナ

氏名:

※ 契約者に連絡が取れない場合にのみ使用します

(自筆署名) ※ 法人、団体は代表者印必須

口座登録申出書(出) 手

新 規: 公社と初めて契約する人
 変 更: 登録している口座を変更する場合
 再提出: 契約更新で契約者の口座でない場合

① 新規 変更 再提出 該当箇所に

② 契約者本人 代表者(未登記、共有) 相続人(登記完了済)

住所	南風原町字本部453番地3	本用紙を記入した人の区分に <input checked="" type="checkbox"/> してください。
氏名	農地 太郎 (印)	

契約者の住所、氏名を記載してください。

※自署の場合は印不要

③ 金融機関名	沖縄県農業協同組合	<input type="checkbox"/> 銀行	<input checked="" type="checkbox"/> 農協
		<input type="checkbox"/> 金庫	<input type="checkbox"/> 信漁連 <input type="checkbox"/> その他
支店名	南風原	<input type="checkbox"/> 本店	<input type="checkbox"/> 支店
		<input type="checkbox"/> 支所	<input type="checkbox"/> 出張所
預金種目		<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号	111111		
フリガナ	ノウチ タロウ		
口座名義人	農地 太郎		
ゆうちょ銀行の場合 記号・番号	記号		番号

※契約者と登録する口座名義人は同一を原則とします。

通帳(表紙及びフリガナ記載箇所)写しの提出をお願いいたします。

既に公社と貸借契約があり、先に登録している口座と同一の場合は提出不要です。

口座登録申出書(出) 千)

新規: 公社と初めて契約する人
 変更: 登録している口座を変更する場合
 再提出: 契約更新で契約者の口座でない場合

① 新規 変更 再提出 該当箇所には

② 契約者本人 代表者(未登記、共有) 相続人(登記完了済)

住所	南風原町字本部453番地3	本用紙を記入した人の区分に☑してください。
氏名	農地 一郎 (印)	

※自署の場合は印不要

新たな契約者の住所、氏名を記載してください。

③

金融機関名	ゆうちょ	<input checked="" type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 農協 <input type="checkbox"/> 金庫 <input type="checkbox"/> 信漁連 <input type="checkbox"/> その他
支店名	一九八	<input type="checkbox"/> 本店 <input checked="" type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 支所 <input type="checkbox"/> 出張所
預金種目		<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 当座預金
口座番号	1234567	
フリガナ	ノウチ イチロウ	
口座名義人	農地 一郎	
ゆうちょ銀行の場合 記号・番号	記号 11940	番号 12345671

※契約者と登録する口座名義人は同一を原則とします。

通帳(表紙及びフリガナ記載箇所)写しの提出をお願いいたします。

既に公社と貸借契約があり、先に登録している口座と同一の場合は提出不要です。

ただし、契約者と振込口座名義人が異なる場合は同一であっても再提出が必要です。

本人の口座がない等やむを得ない場合に限る。

④ 契約者(代表者)と異なる名義人の口座への振込を希望する場合
 私【契約者】は、下記の者を代理人と定め農地の賃料の受領に関する一切の権限を委任します。

住所	
氏名	
電話番号	
契約者との続柄	親族に限る。

※口座情報は③にご記入ください。

沖縄県農地中間管理機構からの重要なお知らせ

(農地所有者様向け)

令和8年1月22日作成

<ご確認ください>

- 1 農用地利用集積等促進計画（契約書）に記載された住所、氏名、土地は間違いありませんか？面積もご確認ください。
- 2 賃借権又は使用貸借権が終了したときは、終了の日から30日以内に土地を原状（原状とは機構が当該土地を借り受ける前の状態）に回復して返還します（災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更等を除く）。
- 3 土地改良区の賦課金等の負担は、共通事項の別表2のとおりですので、必要に応じて、土地改良区にて手続きをお願いします。
- 4 その他特約事項（共通事項別表3）に記載のある場合、内容をご確認ください。（共通事項もあわせてご確認ください）
- 5 土地附属物を伴う農地については、「沖縄県農業振興公社農地中間管理事業における借入対象地及び附属物の取り扱いについて」に従い「土地附属物に関する確認書」を農地借受者と取り交わしてください。
- 6 「賃借料振込依頼書」に記載されている電話番号が固定電話の場合、携帯電話番号の記載をお願いします。
- 7 賃借料は間違いありませんか？（年間賃料）
- 8 「口座登録申出書」の内容は間違いありませんか？（口座登録がお済みでない方）
（間違いやすい事例）
 - ・「口座名義人」の氏名、フリガナ違い（例：「ズ」と「ヅ」「ジ」と「ヂ」）
 - ・不鮮明な数字
 - ・金融機関支店名の記入漏れ

<賃借料の精算>

- 賃借料は、3月27日（金融機関休業日の場合は直前の営業日）に「口座登録申出書」で指定された口座に振り込まれます。
- ※ 賃借料は機構が農地借受者へ請求しますので、ご自身で農地借受者に賃借料を直接請求しないでください。

【裏面もご確認ください。】

<契約内容の変更>

- 契約者の情報（土地所有者の死亡や名義変更、法人代表者、住所、電話番号、振込口座等）に変更が生じた場合は、必ず市町村農政担当窓口までご連絡ください。

<契約の更新について>

契約期間満了日の1年前に終期の通知を行います。更新の有無の意向については、通知に記載している農地がある市町村に連絡してください。

<解約及び解除について>

合意解約を希望される場合は手続きに一定の時間がかかりますので早めにご連絡ください。なお、公社から貸付先の意向を聴取し、合意されない場合は解約はできませんのでご了承ください。

また、以下の場合には解約（解除）の手続きを申し出る場合があります。

- ・ 転借人が契約途中で解約した場合。
- ・ 転借人が契約途中で解除となった場合。
- ・ 共通事項別表3に記載された内容に該当した場合。

<マイナンバーの提供について（賃借料が15万円を超える方のみ）>

- 賃借料が年間15万円を超える場合、沖縄県農業振興公社が税務署に「不動産の使用料等の支払調書」を提出する必要があるため、書類にマイナンバーを記載する必要があります。改めて関係書類をお送りしますので、マイナンバーの提供にご協力をお願いします。（1回提供いただければ、翌年以降はマイナンバーの提供は不要です。名義が変更になった場合は改めて提供を依頼します）。

※その他、ご不明な点は市町村農政担当窓口、又は公益財団法人沖縄県農業振興公社（沖縄県農地中間管理機構）までお問い合わせください。

本部事務所	098-882-6801	南風原町字本部453-3	土地改良会館3階
北部地区駐在	0980-43-0504	名護市大南1-13-11	県北部合同庁舎4階
中部地区駐在	098-923-1661	沖縄市美原1-6-34	県中部合同庁舎2階
宮古地区駐在	0980-79-0248	宮古島市平良字西里1125	県宮古合同庁舎4階
八重山地区駐在	0980-87-0034	石垣市字真栄里438-1	県八重山合同庁舎4階

沖縄県農地中間管理機構からの重要なお知らせ

(農地借受者様向け)

令和8年1月22日作成

<印を押す前に再度ご確認ください！>

- 1 農用地利用集積等促進計画(契約書)に記載された住所、氏名、土地に間違いはないですか？面積もご確認ください。
- 2 賃借権又は使用貸借権が終了したときは、土地所有者の同意があるものを除き、その終了の日から30日以内に土地を原状に回復して(トラクター等を用いて収穫残渣及び雑草等を除去した状態を基本とする)返還してください。
- 3 土地改良区の賦課金等の負担は、共通事項の別表2のとおりですので、必要に応じ、土地改良区にて手続きをお願いします。
- 4 その他特約事項(共通事項別表3)に記載のある場合、内容をご確認ください。(共通事項もあわせてご確認ください。)
- 5 農地に附属物(ハウス等)が設置されている場合は、「沖縄県農業振興公社農地中間管理事業における借入対象地及び附属物の取り扱いについて」に従い「土地附属物に関する確認書」を農地所有者と取り交わしてください。
また、契約途中でハウス等を設置する場合には、必ず公社にご連絡ください。
- 6 賃借料は間違いはないですか？(年間賃料)
- 7 「預金口座振替依頼書」の記載内容は間違いはないですか？
(間違いやすい事例)
 - ・お届け印違い、印影が薄い・不明瞭、不鮮明な数字
 - ・「口座名義人」の氏名、フリガナ違い(例:「ズ」と「ヅ」「ジ」と「ヂ」)
 - ・引き落とし口座にJAを利用する場合は、金融機関名に「沖縄県」と記載し、農業協同組合に○をつけてください。



<契約内容の変更>

契約者の情報(契約者の死亡や変更、法人代表者、住所、電話番号、振替口座等)に変更が生じた場合は、必ず市町村農政担当窓口までご連絡ください。

<契約の更新について>

契約期間満了日の1年前に終期の通知を行います。更新の有無の意向については通知に記載している農地がある市町村まで連絡してください。また、農地所有者が契約更新を希望しない場合は、契約更新はできません。

【裏面もご確認ください。】

<賃借料の精算>

賃借料は、2月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に「預金口座振替依頼書」で指定された口座から引き落とします。以下の点についてご注意ください。

- (1) 引き落とし直前に残高をご確認ください。(同日に他の引き落としが発生する場合は残高不足となることがあります。)
- (2) 引き落としは原則年一回となります。残高不足等で引き落とし不能となった場合は、公社指定の口座へのお振込みとなります。その際の振込手数料はご負担いただきます。なお、指定した期日までにお支払いいただけない場合は、遅延損害金(年10.95%)が発生しますので十分ご注意ください。

※農地所有者への賃借料の支払いは3月末日となっています。正確な精算を行うため、2月末日の口座引き落としにご協力ください。

※農地所有者への賃借料は公社から支払いますので、ご自身で直接、農地所有者に支払わないでください。

<解約のご連絡のお願い>

契約途中で営農を続けることが難しくなった場合は解約の手続きが必要なため、早めに市町村若しくは公社までご連絡をお願いします。解約は農地借受者と公社との合意によることが前提となります。解約の申し出は随時受け付けますが、解約審査が必要なため、下記のスケジュールとなります。

申し出日	解約日
1～20日	翌月末以降
21日～月末	翌々月末以降

※12月と1月の申し出については3月末以降の解約、2月の申し出については4月末以降の解約となります。

<抵当権等が設定されている農地の場合>

始期より以前に抵当権等(根抵当権、差押)が設定されており、抵当権等の権利が行使され権利者が農地の明け渡し等を求めた場合は、借受者はその指示に従わなければなりません。また、その場合に損害が発生しても公社は補償できませんのでご了承ください。

契約予定の農地に抵当権等が設定されているかどうかは、市町村担当者もしくは公社駐在員に確認してください。

<農地中間管理機構から毎年お送りする通知>

- ・口座振替(口座振込)のお知らせ

<農地の適正な管理のお願い>

農地中間管理事業を通して借り受けた農地について、適正な管理をお願いいたします。適正な管理を怠ると、雑草の繁茂による害虫等の温床となるだけでなく、ゴミの不法投棄による悪臭や汚水の発生源となり、近隣農業者や周辺住民に大きな迷惑となる可能性があります。

※その他、ご不明な点は市町村農政担当窓口、又は公益財団法人沖縄県農業振興公社(沖縄県農地中間管理機構)までお問い合わせください。

本部事務所	098-882-6801	南風原町字本部453-3	土地改良会館3階
北部地区駐在	0980-43-0504	名護市大南1-13-11	県北部合同庁舎4階
中部地区駐在	098-923-1661	沖縄市美原1-6-34	県中部合同庁舎2階
宮古地区駐在	0980-79-0248	宮古島市平良字西里1125	県宮古合同庁舎4階
八重山地区駐在	0980-87-0034	石垣市字真栄里438-1	県八重山合同庁舎4階

貸借内容変更申出書

令和 年 月 日

公益財団法人沖縄県農業振興公社理事長 殿

住 所 _____

氏 名 _____

下記のとおり契約内容を変更したいので申出いたします。

記

整理番号※1	
--------	--

※1 分からない場合は公社にお問い合わせください。

変更事項※2 (該当欄に ☑して下さい)	変更前	変更後	添付書類
<input type="checkbox"/> 相続 (名義変更)	(契約者名)	(新契約者(代表者)名)	裏面参照
<input type="checkbox"/> 住所	〒	〒	住民票(写) 又は 運転免許証 (写)の表・裏 面
<input type="checkbox"/> 氏名 (改名) ※ 個人の場合			戸籍謄(抄)本
<input type="checkbox"/> 役職名・ 代表者名 ※法人の場合	(役職名)	(役職名)	登記事項証明書 (写)
	(代表者名)	(代表者名)	
<input type="checkbox"/> 電話番号			なし

※2 変更する該当項目のみ記載してください。

理由	契約形態	意向	状況	添付書類
出し手の死亡	賃貸借	継続	相続登記完了	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借内容変更申出書（様式28） ・土地登記簿謄本（写し） ・口座登録申出書（出し手）（様式18） ・賃料振込口座の通帳の写し（表紙・次頁） ・賃借料振込依頼書（様式14） ・（共有名義の場合）代表者選任同意書兼委任状（様式27-1）
			相続登記未了	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借内容変更申出書（様式28） ・代表者選任同意書兼委任状（様式27-1） ・相続を証する書類（相続関係図、戸籍謄本（写）、原戸籍（写）） ・口座登録申出書（出し手）（様式18） ・賃料振込口座の通帳の写し（表紙・次頁） ・賃借料振込依頼書（様式14） ・（代表者の住所が戸籍と異なる場合）代表者の住所が分かる書類（運転免許証写し等）
		解約※1	相続登記完了	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借内容変更申出書（様式28） ・土地登記簿謄本（写し） ※名義変更後に合意解約
			相続登記未了	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借内容変更申出書（様式28） ・代表者選任同意書兼委任状（様式27-1） ・相続を証する書類（相続関係図、戸籍謄本（写）、原戸籍（写）） ※過半の同意を得て合意解約
	使用貸借	継続	相続登記完了	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借内容変更申出書（様式28） ・土地登記簿謄本（写し） ・（共有名義の場合）代表者選任同意書兼委任状（様式27-1）
			相続登記未了	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借内容変更申出書（様式28） ・代表者選任同意書兼委任状（様式27-1） ・相続を証する書類（相続関係図、戸籍謄本（写）、原戸籍（写）） ・（代表者の住所が戸籍と異なる場合）代表者の住所が分かる書類（運転免許証写し等）
		解約※1	相続登記完了	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借内容変更申出書（様式28） ・土地登記簿謄本（写し） ※名義変更後に合意解約手続き
			相続登記未了	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借内容変更申出書（様式28） ・代表者選任同意書兼委任状（様式27-1） ・相続を証する書類（相続関係図、戸籍謄本（写）、原戸籍（写）） ※過半の同意を得て合意解約手続き
受け手の死亡	賃貸借	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地等利用者死亡届・農地賃借料支払届（様式29-1） ・農用地等の賃借権相続人（代表者）選任同意書兼委任状（様式27-2） ・相続を証する書類（相続関係図、戸籍謄本（写）、原戸籍（写）） 	
		解約※2	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地等利用者死亡届・農地賃借料支払届（様式29-2） ・農用地等の賃借権相続人（代表者）選任同意書兼委任状（様式27-2） ・相続を証する書類（相続関係図、戸籍謄本（写）、原戸籍（写）） ※名義変更後に相続人全員の同意を得て合意解約手続き 	
	使用貸借	自動的に契約終了	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地等利用者死亡届（様式29-3） ※継続する場合は新たに権利設定手続きが必要 	

※1 受け手の合意が必須

※2 相続放棄される場合は個別協議となります

代表者選任同意書兼委任状

※自筆署名でない場合は、実印を使用し『印鑑登録証明書』の提出が必要となります。

↓記入日となります
令和 年 月 日

公益財団法人 沖縄県農業振興公社 理事長 殿

【代表者】

ふりがな	こうしゃ いちろう		持ち分
氏名	公社 一郎	印	1/6
住所	沖縄県〇〇市△△△□丁目□番□		
生年月日	昭和〇年〇月〇日	電話番号	×××-×××-×××

下記の農地について、上記の者を代表者と定め、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づいて沖縄県農業振興公社と農地中間管理権の設定を締結することに同意します。

また、農用地等の貸借契約及び変更・解約、書類の受取、貸付代金請求並びに受領等に係る一切の権限を代表者に委任し、相続人間(又は共有者間)の問題が生じた場合には、代表者の責任において解決いたします。

【登記名義人】 ※共有名義の場合は全員の氏名を記載してください。

氏名	公社 太郎
----	-------

【農用地等の所在、面積等】

市町村	大字	小字	地番	面積(m ²)	備考
〇〇市	△△△□	〇〇	〇〇	1,000	

【相続人(又は共有者)】 ※代表者以外の相続人(又は共有者)を記載してください。
※ご本人の自署でない場合は、実印を使用し、「印鑑登録証明書」の提出が必要となります。

氏名(自署・捺印)	住所	持ち分
公社 法子 印	沖縄県〇〇市△△△□丁目□番□	1/2
公社 二郎 印	沖縄県××市◇◇◇丁目〇番〇	1/6
沖縄 花子 印	沖縄県◎◎市▽▽▽丁目〇番〇	1/6
印		
印		

※重要【必要書類】未相続の場合は①相続関係図 ②被相続人の戸籍謄本(写)及び原戸籍(写)を提出してください。

記入例(法定相続人が配偶者と子の場合)

被相続人

公社 太郎

相続関係図

最後の住所

沖縄県〇〇市△△△□丁目□番□

最後の本籍

沖縄県〇〇市△△△□丁目□番□

被相続人(お亡くなりになられた方)の氏名

出生 昭和〇年〇月〇日

死亡 令和〇年〇月〇日

(被相続人)

公社 太郎

住所 沖縄県〇〇市△△△□丁目□番□

出生 昭和〇年〇月〇日

(長男)

公社 一郎

相続人住所の記載は任意

住所 沖縄県××市◇◇◇丁目〇番〇

出生 昭和〇年〇月〇日

(二男)

公社 二郎

お亡くなりになった場合は記載

出生 昭和〇年〇月〇日

死亡 平成〇年〇月〇日

(三男)

公社 三郎

婚姻なし
(若しくは妻、子3人)

住所 沖縄県◎◎市▽▽▽丁目〇番〇

出生 昭和〇年〇月〇日

(長女)

沖縄 花子

住所 沖縄県〇〇市△△△□丁目□番□

出生 昭和〇年〇月〇日

(妻)

公社 法子

A4の用紙に、ボールペンで手書きで記載するかもしくはパソコンを使用して作成してください。

作成日 : 令和〇年〇月〇日
作成者 : 氏名 公社 一郎

土地附属物に関する確認書

農地中間管理事業での賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地に係る附属物の内容並びに原状回復及び収去の条件等については、下記のとおりである。

本確認書に記載されている附属物の原状回復及び収去の義務は、農地借受者（以下「借受者」）が農地所有者（以下「所有者」）に対して直接負うものとし、借受者及び所有者は、沖縄県農業振興公社（以下「公社」という）に、その義務を負わせないものとする。

記

1 附属物設置土地（既設及び新設）

土地 番号	土地の所在	備考
1	〇〇市△△△□字〇〇〇〇番	

2 附属物の内容及び原状回復等

（1）既に附属物が設置されている場合

土地 番号	既設の附属物名 (台数、規模等)	設置 時期	借受時		具体的な状況	返還時				
			破損等 の有無			修繕 交換		収去		具体的な 収去方法等
						有	無	要	不	
1	防風林 20 本	不明	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	契約終了時に 受け手が撤去 する
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

（2）附属物を新設する場合

土地 番号	新設する附属物名 (台数、規模、農地造成等)	設置者の 収去義務		設置 時期	収去 時期	具体的な 収去方法等
		要	不			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

※ 借受者は、（2）の内容がわかる資料（図面や配置図等）を提出すること。ただし、事前に資料が提出できない場合は、設置計画ができ次第、速やかに提出することとし、附属物設置の着手前に設置内容について所有者の同意を得ること。

※ 借受者は、附属物の設置後、写真等設置状況等がわかる資料を提出すること。

3 その他附属物に関する契約等

附属物名	内容	備考

4 その他の確認事項

- (1) 農地法及び農振法等の関係法令による許可が必要な場合は、必ず設置場所所管の農業委員会又は市町村に確認のうえ、必要な許認可、届出、用途の変更等を得たうえで設置すること。
- (2) 既設の附属物の修繕については、所有者及び借受者の間で協議の上、合意することとし、公社は当該附属物の修繕に関与しないものとする。
- (3) 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける土地の契約期間の更新又は再契約時には、当該土地に係る附属物について、新たに確認書の締結を行うこと。
- (4) 附属物（本確認書に記載されている附属物を含む。）の原状回復及び収去の義務について、所有者及び借受者は、公社にその義務を負わせないものとする。
- (5) なお、本同意書に定めのない事項及び本同意書に疑義が生じたときは、民法の規定に従いつつ、所有者と借受者が協議して決める。

上記の確認事項を証するため、この確認書2通を作成し、所有者及び借受者は署名又は記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和8年1月10日

農地所有者 住 所 ○○市△△△□丁目□番□号
氏名又は法人名 公社 一郎 ⑩
(代表者名)
連絡先 ×××-×××-×××

農地借受者 住 所 ○○市▲▲□□123-4
氏名又は法人名 機構 太郎 ⑩
(代表者名)
連絡先 000-0000-0000